

小松市監査公表第3号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月27日

小松市監査委員 西村 一 伸

小松市監査委員 表 靖 二

定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 対象部署 教育委員会事務局 生涯学習課
- 3 監査結果の公表年月日 令和5年12月26日(小松市監査公表第2号)
- 4 措置通知の受理年月日 令和6年5月21日
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>指摘事項</p> <p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における令和4年度の収支決算書で収支差額がゼロとなっている、繰越金や積立金の記載・報告がない放課後児童クラブが確認された。</p> <p>所管課では、多くの放課後児童クラブの交付金等の交付を行っており、限られた人員で適正に管理するには課題を有しているが、事業者に対する交付金等の実績報告書及び収支決算書の確認や指導・監督が十分に機能していなかったと言わざるを得ず、見直しを求めるものである。</p> <p>また、他の放課後児童クラブについても会計処理等が適切であったか確認されたい。</p>	<p>令和6年3月15日付文書「放課後児童クラブ経理に関する適正な事務執行について」において、利用料等の使途及び赤字発生時の処理など、改めて適正な会計処理の徹底を図るよう通知した。</p> <p>放課後児童クラブに対しては引き続き、「小松市放課後児童クラブ運営基準」並びに「小松市放課後児童クラブ経理指針」、「小松市放課後児童クラブ繰越金及び積立金基準」に沿った適切な運営、正確で健全な会計処理を行うよう指導・監督を徹底していく。</p> <p>交付金等の実績報告の書類の精査はもちろんのこと、年2回実施する実地調査の際に、簿冊や台帳等の現物チェックを含めた監査を実施する。</p>